

野田市告示第 170 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 7 項の規定による狂犬病
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第 8 項の規定により次
のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 9 日

野田市長 鈴 木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特 徴
令和8年 7月9日	野田市 木野崎	雑種	茶	オス	中型	成犬 青色の革製首輪あり 鑑札なし

上記の犬は令和 8 年 7 月 15 日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04－7191－0050）